

第2次渋川市男女共同参画計画

2019年度～2025年度
【概要版】

● 計画策定の趣旨

男女が性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、人口構成が著しく変化している我が国において、活力のある持続可能な社会を目指す上での最重要課題となっています。

本市の現状においては、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を決めつけてしまう意識やこれに基づく社会慣行は、変化してきている状況が見受けられる一方で、家庭生活等の身近な場面では依然として性別による役割分担意識が根強く残っている面もみられます。

こうした状況を踏まえ、本市では平成21年度から「渋川市男女共同参画計画」に基づき各種施策を推進しており、意識面での変化が見受けられるところであり、社会情勢の変化等に対応するため、これまでの取組を踏まえ必要な見直しを行い、今後7年間の男女共同参画推進の基本指針として、本計画を策定します。

● 計画の目指す方向 ●

目標

性別に関わらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を担うことができる

男女共同参画社会の実現

渋川市が目指す男女共同参画の実現に向けた基本理念

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじるとともに、男女の差別をなくし「男」、「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる社会を築きます。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう活動の選択を阻害されない社会を築きます。

政策の立案等及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる方針決定の場に共同して参画できる社会を築きます。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、育児、介護などの家庭生活における活動と、仕事や地域活動などが両立できる社会を築きます。

国際的協調

国際社会における相互理解と協力のもとに、男女共同参画社会を築きます。

施策の展開

基本目標 I

男女共同参画の啓発と人権尊重のまちづくりの推進 一人ひとりの人権が大切にされるまちにしましょう

★は重点施策（以下同様）

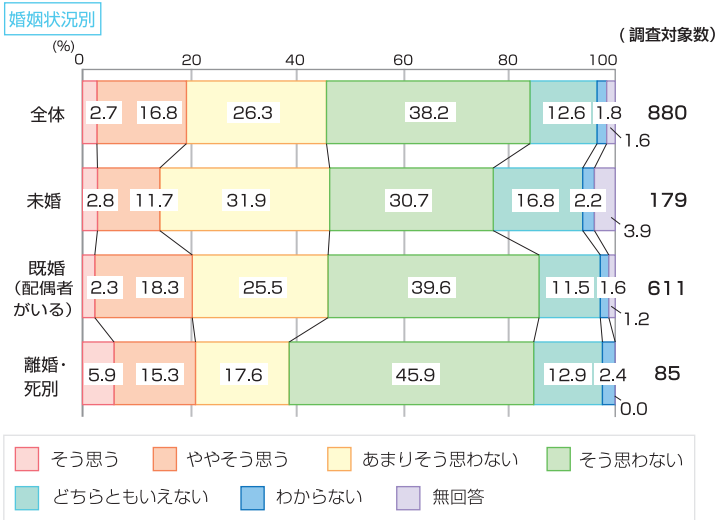
施策目標	1 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	1 家庭・地域・職場へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり 2 意識改革のための広報、啓発活動の推進 ★ 3 市職員研修の充実・強化
	2 男女共同参画意識の高揚	1 学校等における男女共同参画意識・人権教育の推進 2 家庭における男女共同参画意識啓発の推進 3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 4 多様な性への理解の促進 ★
	3 あらゆる暴力の根絶	1 あらゆる暴力・虐待等の予防と根絶のための啓発 ★ 2 支援体制の整備・充実 ★ 3 メディアにおける性・暴力表現への対応



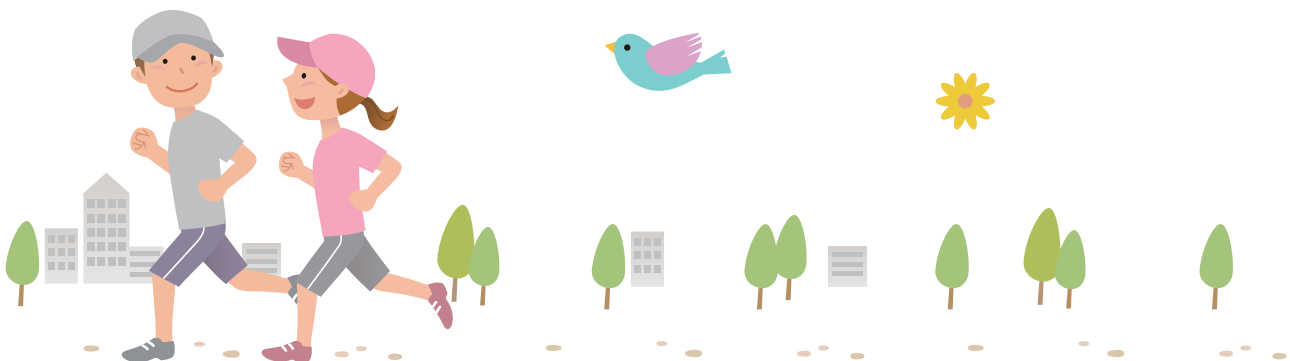
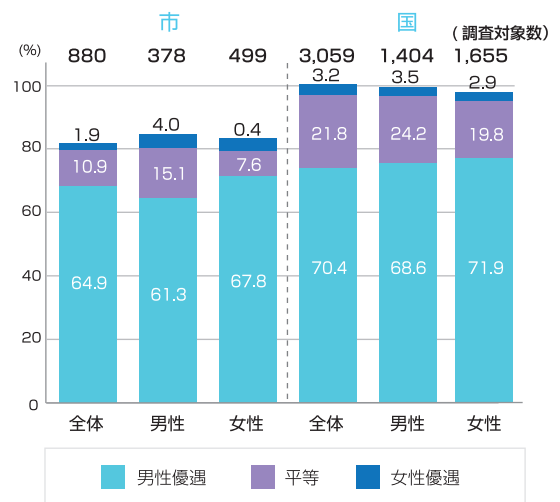
渋川市DV防止基本計画

指標	現状（平成29年度）	目標（平成37年度）
「男は仕事、女は家庭」という考え方にそう思わない（「あまりそう思わない」も含む）と答える市民の割合	64.5%	70.0%
社会通念、慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	10.9%	15.0%

● 本市の「男は仕事、女は家庭」という考えについて ●



● 社会通念、慣習・しきたりに関する男女の地位 ●



※使用されているグラフは、渋川市、内閣府男女共同参画社会に関する世論調査をもとに作成しています。

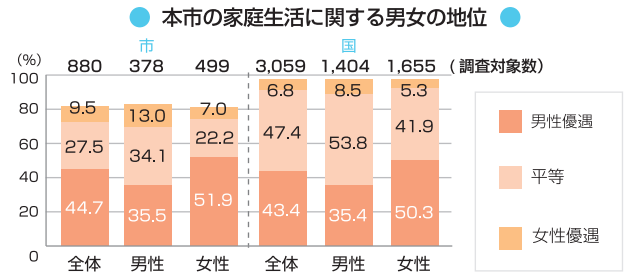
基本目標Ⅱ

家庭における男女共同参画の促進

多様なライフスタイルが実現できる住みやすいまちにしましょう

施策目標	1	ワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの推進 ★ 2 家事・育児・介護における男女共同参画の促進
	2	暮らしを支える健康福祉施策の推進	1 子育てに関わる多様なサービスの提供と支援 2 介護に関わる多様なサービスの提供と支援 3 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

指標	
家庭生活において男女平等であると感じている市民の割合	
現状 (平成 29 年)	目標 (平成 37 年度)
27.5%	35.0%



基本目標Ⅲ

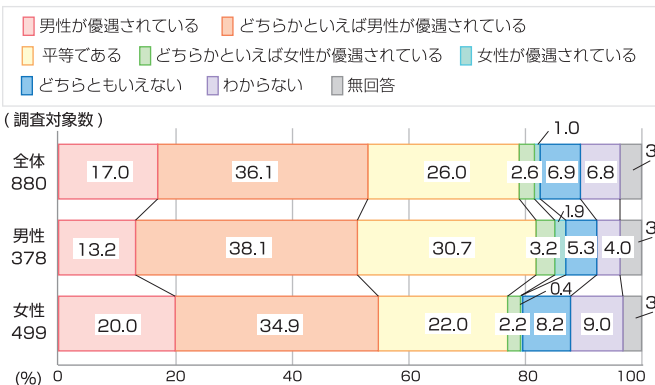
地域・就業における男女共同参画の推進

だれもが活躍できるまちにしましょう

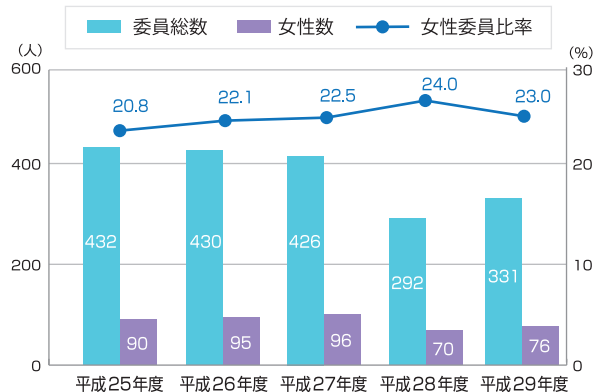
施策目標	1	政策・方針決定の場への女性の参画推進	1 各種審議会等への女性の参画推進 ★ 2 女性の市政参画の推進	茨川市女性活躍推進計画
	2	様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり	1 地域活動における男女共同参画の促進 ★ 2 防災における女性参画の推進 ★ 3 女性の人材育成と登用の促進	茨川市女性活躍推進計画
	3	共生と市民協働のまちづくり	1 高齢者・障害者の社会参画の促進 2 ひとり親家庭などの自立のための相談・支援体制の充実 3 ボランティア・NPO等の活動支援 4 在住外国人への支援	
	4	多様な交流活動と多文化共生の促進	1 地域間交流・国際交流などの活動支援 2 多文化共生と国際理解の促進	
	5	男女が対等なパートナーとして働く環境整備	1 働きやすい職場環境の促進 ★ 2 就業支援と働く力の育成支援 ★ 3 農業・商工業等自営業者、従事者の働き方の見直し	茨川市女性活躍推進計画

指標	現状 (平成 29 年度)	目標 (平成 37 年度)
審議会等委員への女性の登用率	23.0%	35.0%
女性委員のいない審議会等の数	7	0
職場において男女平等と感じている市民の割合	26.0%	35.0%

● 本市の職場における男女の状況 ●



● 市の審議会女性委員比率の推移 ●



● 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村男女共同参画計画です。市、市民、事業者をはじめとする市のあらゆる構成員が協働し、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するための設計図です。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3の第3項に規定される市町村基本計画として、また、女性活躍推進法第6条第2項に規定される市町村推進計画として位置付けます。

● 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成37年度（2025年度）までの7年間です。

● 計画の推進

1 計画の推進にあたっては、市、市民、地域活動団体・事業所がそれぞれの役割を担い、連携・協働して進めていきます。

■ 市の役割

男女共同参画の視点に立った各種施策の策定及び推進をします。

市民や地域活動団体・事業所と連携して協働で推進します。

■ 市民の役割

生活や地域の中で、一人ひとりが男女共同参画の推進に努めましょう。

市の取り組む施策に協力し、協働で推進しましょう。

■ 地域活動団体・事業所の役割

事業活動や地域活動において、地域の一員として男女共同参画の推進に努めましょう。

市の取り組む施策に協力し、協働で推進しましょう。

2 計画の実施状況を把握し、点検・評価を行い、適切な進行管理に努めます。

3 市役所内の推進体制の機能の充実を図り、男女共同参画の視点に立った市政を推進します。

4 渋川市男女共同参画推進懇談会に計画の進捗状況を報告し、意見を収集・反映した点検・評価を実施します。



第2次渋川市男女共同参画計画 【概要版】

平成31年3月発行 渋川市 市民部市民協働推進課

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地 電話:0279-22-2111(代) URL:<http://www.shibukawa.lg.jp/>